

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

基本を守って交通事故防ぐ

事故事例をCG使って再現

NEXCO東日本 新潟支社

ニュース

非定常時の判断ミス防止へ

日化協 プラント事故防止でガイドライン

空調衛生設備業の現場は、今

安全作業手順書でルール徹底

高砂熱学工業

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2184

2013

4 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21宮崎会
社会保険労務士法人金丸労務管理事務所
所長 金丸憲史

第151回

会社の承認なくマイカーを利用し出張中に自損事故で負傷

■ 災害のあらまし ■

建設業M社においては、マイカーを利用した出張を原則禁止している。もし利用する場合は、事前に会社に申し出て承認を受けることとなっている。

ところが、技術社員のAは会社の承認なしにマイカーで出張した際に自損事故を起こし右足首を負傷してしまった。

■ 判断 ■

出張中の災害が業務災害とされるためには、出張に伴う行為によって発生したものでなければならない。たとえ就業規則でマイカー出張が禁止され、服務規律などの規定違反があったとしても業務行為を否定することはできない。

就業規則に反する行為については、別途に取り上げるべき問題であり、技術社員Aの出張中のケガは業務起因性が認められ業務上と判断された。

■ 解説 ■

業務災害として労災保険の給付が行われるのは「労働者の業務上の負傷、疾病、廃疾及び死亡」であり、労働者の業務に起因する傷病でなければならないとされている。すなわち「労働者の従事する業務に通常伴う危険に関連して災害が発生しその災害によって傷病が発生する」ということであって、業務と傷病との間に相当因果関係が成立することが必要な条件であり、これは業務起因性といわれる。

業務起因性が認められるには「労働者が業務についている状態」、言い換えると「労働者が労働契約に基づいて使用者の支配下にある状態」において発生したものであることを必要な条件としており、これが業務

遂行性といわれている。一般的には、業務遂行性があれば業務起因性が認められ、業務上の災害であるとされている。

今回のケースでは、Aのマイカーを利用した出張中の事故が業務中であったのか、さらに事故の原因と業務との因果関係が問われている。

労災保険の給付を行うにあたっては、業務遂行性を次の3つに分類し、それぞれの場合に業務起因性があるかどうかを考えることとされている。

(1) 労働者が事業主の支配、管理下にあつて業務に従事している場合

具体的には、事業場内で事業主の命令による業務行為とか、業務に附随する行為(準備・後始末行為・作業に伴う必要行為、合理的行為など)を行っているとき。

(2) 労働者が事業主の支配、管理下であり、業務に従事していない場合

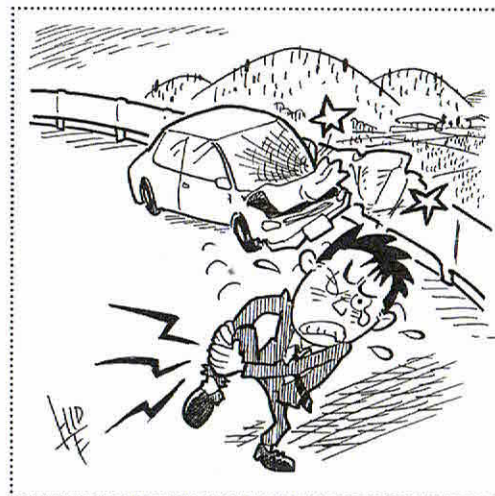
休憩時間中などにおける私的行動中がこれに該当する。

(3) 事業主の支配下にあるが管理下を離れて業務に従事している場合

出張中のように事業場の勤務場所以外で業務に従事する場合がこれに該当する。

ところで、出張とは通常は短期間のものであるが、長期にわたる場合は転勤と変わらない場合があり、特に他企業への長期出張は、実質的に出向と変わらない場合もあるが、いずれにしても期限付きの人事異動の一つである。

今回のケースでは、M社の事業主から出張命令を受けて勤務地を離れて用務地に赴き用務を行い、勤務地に戻るまでの一連の業務をいうものであって、出張過程全般につき事業主の包括的支配が及んでいる。たとえ事業主の支配下を離れていても用務を遂行するという事業主の支配を受けている



ので、その限りにおいては業務遂行性があることになる。

しかし、出張過程全般について業務遂行性があるからといってその間の災害がすべて業務災害というものではなく、出張中の個々の行為は事業主の拘束を受けることなく、出張者自身が行うものである。

例えば、個々の行為には全く私的な行為(酒に酔っぱらってけんかしたり、夜街へ映画を見に行ったり、名所見物に行ったりなど)もあれば、出張に当然伴う行為(食事やホテルに宿泊など)もある。したがって、Aの出張中の災害が業務災害とされるためには、出張に当然または通常伴う行為で発生したものでなければならない。

M社において禁止されたマイカーによる出張について、出張中は出張過程全般について事業主の支配が及んでいるのでマイカーによる出張も当然業務行為となる。であるから私的行為によるものでなく、出張に当然または通常伴う行為によって発生した災害であり業務災害であるといえよう。

就業規則でマイカー出張が禁止され規定違反があつても業務行為は否定できない。就業規則違反の行為については、別途M社内において検討すべき問題であろう。